

入所申込書兼施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

令和 年 月 日

保護者（申請者）
氏 名（自 署）

国東市長 様

次のとおり、入所申込及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。
また、支給認定に必要な市民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧し、利用者等の所得階層を
特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

申請区分	☐ 新規申請	☐ 継続申請	☐ 転園申請
申請に係る小学 校就学前子ども	(ふりがな) 氏 名	生年月日（年齢）	第何子
	()	平成 年 月 日生	(戸籍上) 第 子
		(令和8年4月1日時点年齢) 歳	障がい者 手帳等 有・無 特別児童 扶養手当 有・無
保護者等の 住所・連絡先	(住所) 〒 国東市		
	(1月1日の居住地) 国東市 ・ 国東市外（市町村名を記載して下さい：)		
	携帯電話（続柄： - - ）（続柄： - - ） 自宅電話（ - - ）		
保育の希望 の有・無	有	*保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等（保育所、認定こども園、地域型保育） において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)	
	無	*幼稚園等の利用のみ希望する場合	☐ 幼稚園型一時預かりを利用する ☐ 幼稚園型一時預かりを利用しない

①利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する 施設について	☐ 認可保育園・認可こども園	☐ 事業所内保育所	☐ 認可外保育施設
利用を希望 する期間	令和 年 月 日から 1. 小学校就学まで 2. 令和 年 月 日まで		
利用を希望 する施設 (事業者)名	施設（事業者）名・希望理由		
	第1希望	理由	【←希望施設の選定の理由】 1. 自宅に近い 2. 通勤経路 3. 兄弟姉妹が現在入所中 4. 継続 5. その他（)
	第2希望	理由	
	第3希望	理由	
希望曜日 及び時間	希望利用曜日（*主な利用曜日を○で囲む） 月・火・水・木・金・土		希望利用時間（*主な利用時間） 午前 時 分から 午後 時 分まで

②保育の利用を必要とする理由等

*保護者の労働又は疾病等の理由を記入して下さい。

保育の利用 を必要とする 理由	続柄	必要とする理由
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（) 具体的な状況（通勤時間、就労時間・日数等や疾病の状況など） 〔)
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（) 具体的な状況（通勤時間、就労時間・日数等や疾病の状況など） 〔)
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ・ ☐ 左記以外	

③児童及び児童の同居者全員の状況及びマイナンバーを記入して下さい。

所得階層の判断などの際に、必要に応じてご提供のマイナンバーを利用し、国東市が保有する住民記録、課税台帳などの情報を確認します。また、国東市以外にお住まい（だった）の場合は、他の市町村に当該情報の照会を行います。

世帯の状況（児童本人を含め、全ての家族をご記入してください。）

区分	(ふりがな) 氏 名	児童 との 続柄	生年月日	職業・職場 ・学校名等 (4月1日時点)	市民税の 課 税 の 有 無	マイナンバー
入所児童の世帯員	()		昭和 平成 令和 年 月 日		課税 ・ 非課税	— —
	()		昭和 平成 令和 年 月 日		課税 ・ 非課税	— —
	()		昭和 平成 令和 年 月 日		課税 ・ 非課税	— —
	()		昭和 平成 令和 年 月 日		課税 ・ 非課税	— —
	()		昭和 平成 令和 年 月 日		課税 ・ 非課税	— —
	()		昭和 平成 令和 年 月 日		課税 ・ 非課税	— —
	()		昭和 平成 令和 年 月 日		課税 ・ 非課税	— —
	()		昭和 平成 令和 年 月 日		課税 ・ 非課税	— —

＊施設記載欄(施設を経由して市に提出する場合)

受付年月日		施設（事業者）名 連絡先（担当者名）			
		入所契約（内定）の有無		☐ 有 （ 契約 ・ 内定 ） ☐ 無 契約日（内定日）令和 年 月 日	
		備考			

＊国東市担当者記載欄

受付年月日	認定の可否	認定区分等	認定者番号
	可（認定日：令和 年 月 日） 否（否理由： ）	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標準 ☐ 短)	
	支給（入所）の可否		入所施設名
	可（ ☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型） 否（否理由： ）		
	支給(利用)期間	施設の種類	
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	☐ 認定こども園（ ☐ 幼保連携型 ☐ 保育所型 ☐ その他） ☐ 保育所 ☐ 地域型保育（ ☐ 事業所内 ☐ その他）	

《 記入に関する説明 》

この申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ国東市役所（施設を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

- 1 「申請に係る小学校就学前こども」の欄は、「氏名」にふりがなを付して下さい。
- 2 「生年月日」の欄は、お子さんの生年月日と令和8年4月1日時点の年齢を記入し、「第何子」の欄は、戸籍上の第何子を記入して下さい。
- 3 「障がい者手帳等」の欄は、申請児童に係る障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等）の有無について、「特別児童扶養手当」の欄は手当の支給の有無について、該当するものを○で囲んで下さい。（コピーを添付してください）
- 4 「保護者住所・連絡先」欄の（1月1日の居住地）について、国東市外に居住されていた方はお住まいだった市町村名を記載して下さい。（4月～8月入園希望の場合は、令和7年1月1日の居住地、9月～3月入園希望の場合は、令和8年1月1日の居住地を記入してください。）
- 5 「保育の希望の有無」の欄は該当するものに○、☑を付けてください。
- 6 「利用を希望する期間」の欄は、施設の利用を希望する期間を○で囲んで下さい。
- 7 「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由を番号で記入して下さい。（5を選んだ場合は理由も記入してください。）
- 8 「希望曜日及び時間」の欄は、利用希望の曜日を○で囲み、希望時間は記入してください。
- 9 「保育の利用を必要とする理由」の欄は、両親の児童を保育できない理由の、該当する全ての口にチェック（☑）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。なお、口その他を選択し児童を保育できない理由がある場合は内容を（ ）内に記入して下さい。
※具体的な状況について、例えば、「就労」に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、「妊娠・出産」では出産（予定）日や産後の母の状況等、「疾病・障がい」では傷病名や治療見込期間、障がいの程度等、「介護等」では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、「災害復旧」では災害の程度・復旧見込み期間等、「求職活動」では求職活動状況等、「就学」では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、「その他」ではその他に記載した内容の具体的な状況を記入して下さい。

【 保育の認定基準 】

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）児童の保護者が家庭で日常の家事以外の仕事をすることにより、その児童の保育ができない場合
- (2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
- (3) 疾病・障がい 児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあったりするので、その児童の保育ができない場合
- (4) 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあっているため、その児童の保育ができない場合
- (5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (6) 求職活動 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
- (7) 就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合

- 10 「家庭の状況」の欄は、該当する口にチェック（☑）してください。
- 11 「世帯の状況及びマイナンバー記入表」は、申請児童本人と申請児童の両親及び同居している親族等の全員について記入するとともに「市民税課税の有無」欄は該当するものを○で囲んで下さい。（4月～9月入園希望の場合は、令和7年度の課税状況を記入してください。10月～3月入園希望の場合は、令和8年度の課税状況を記入してください。）「マイナンバー」欄に必ずマイナンバーを記入してください。

《 留意事項 》

支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

- 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

等がありますから、あらかじめご承知下さい。

保育の必要性の有無と保育時間について

●1号認定（教育標準時間認定）

- ・対象者：教育のみを希望する満3歳から小学校就学前までのお子さん。原則として、希望すれば誰でも認定を受けることができます。
- ・利用できる施設・サービス：幼稚園、認定こども園

●2号認定（3歳以上・保育標準時間認定または保育短時間認定）

- ・対象者：保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する、3歳から小学校就学前のお子さん
- ・利用できる施設・サービス：保育所（園）、認定こども園（保育枠）

●3号認定（3歳未満・保育標準時間認定または保育短時間認定）

- ・対象者：保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する、0歳から2歳までのお子さん
- ・利用できる施設・サービス：保育所（園）、認定こども園、事業所内保育施設

○保育標準時間認定・保育短時間認定とは

- ・就労状況（就労時間）等によって、標準時間認定（11時間）か短時間認定（8時間）かを判断します。